小豆島町公告第４２号

令和８年度小豆島町会計年度任用職員採用選考試験公告

令和８年１１月２４日
小豆島町長　大 江　正 彦

令和９年度から小豆島町において勤務する会計年度任用職員（臨時職員）の採用選考試験を次のとおり実施します。（※試験の結果、合格者のない場合もあります。）

１ 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	採用時の勤務先及び職務内容
臨時事務員	若干名	庁舎に勤務し、一般事務に従事します。
臨時調理員	１名	教育委員会に勤務し、学校給食センターの調理員の業務に従事します。
臨時運転手	２名	教育委員会に勤務し、スクールバスの運転に従事します。
臨時学校作業員	１名	教育委員会に勤務し、小学校の環境整備に従事し、スクールバスの運転に従事する場合もあります。

２ 受験資格

（１）次の要件に該当するもの

試験区分	受験資格（資格等）
臨時事務員	昭和４２年４月２日以降に生まれ、高等学校を卒業し、パソコンの基本操作（エクセル、ワード等）ができる方。
臨時調理員	昭和３７年４月２日以降に生まれ、高等学校を卒業した方。
臨時運転手	昭和３７年４月２日以降に生まれ、高等学校を卒業し、大型自動車第１種又は第２種運転免許を有する方。
臨時学校作業員	昭和３７年４月２日以降に生まれ、高等学校を卒業し、中型自動車運転免許（中型８トン限定不可）を有する方。

（２）次のいずれかに該当する者は受験できません。

（ア）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（イ）小豆島町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

（ウ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法及び内容

試験は次のとおり行います。

試　　験	方　法　及　び　内　容
作　文　試　験（事務員のみ）	文章による表現力、構成力及び論理性等について行います。（800字程度）
口　述　試　験	面接により、主に人物について試験を行います。

4 試験の期日、場所及び合格発表

期　　日	令和９年２月中旬（予定）
場　　所	小豆島町役場本館（予定）
合　格　発　表	合格者に通知します。

※ 試験日時についての詳細は、別途本人に通知します。

5 給与及び勤務時間等

この試験の最終合格者は、おおむね令和９年４月１日採用予定です。

勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの５日間、１日事務員は７時間、調理員・運転手・学校作業員は７時間３０分です。ただし部門、職種によっては変則勤務をすることがあります。

報酬は、おおむね次のとおりです。

試験区分	給料月額
臨時事務員	１５４，０００円（７時間勤務）
臨時調理員	１６１，８０６円（７時間30分勤務）
臨時運転手	１９３，８３８円（７時間30分勤務）
臨時学校作業員	１９０，５４８円（７時間30分勤務）

※給料月額は、令和８年４月１日現在の額です。

このほかに期末・勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する者には、通勤手当等も支給されます。

6 申込み用紙の入手方法

（１）ホームページから入手

小豆島町のホームページから、申込書等をダウンロードしてください。

（２）直接受け取る方法

小豆島町役場総務課で受け取ることができます。

（３）郵便で請求する方法

送付用封筒の表に「臨時職員請求」と赤字で書き、返信用封筒（角形２号に140円切手を貼り、あて先を明記したもの）を同封のうえ、〒761-4492香川県小豆郡小豆島町

片城甲44番地95小豆島町役場総務課庶務係あてに請求してください。

7 受験申込手続及び受付期間

（1）提出書類

（ア）小豆島町会計年度任用職員採用選考試験申込書

（イ）職務経歴書

（ウ）運転免許証の写し（臨時運転手、臨時学校作業員）

（2）申込方法

（1）の提出書類に必要な事項を記入し、小豆島町役場総務課へ提出してください。

郵便で申込みをする場合は、封筒の表に赤字で「臨時職員受験」と書いて簡易書留により郵送してください。

（3）受付期限

令和９年１月１８日（月）まで、平日午前９時から午後５時の間、受け付けます。

郵送の場合は期限内必着とします。

受付期間後は、どのような理由があっても受け付けません。

8 その他

（1）問い合せ先は下記のとおりです。

●試験、事務員の職務内容について

〒７６１－４４９２　香川県小豆郡小豆島町片城甲４４番地９５

小豆島町役場総務課　庶務係　ＴＥＬ（０８７９）８２－７００１

●調理員・運転手・学校作業員の職務内容について

〒７６１－４４３１　香川県小豆郡小豆島町片城甲４４番地９５

小豆島町教育委員会こども教育課　ＴＥＬ（０８７９）８２－７０１４

（2）令和８年１２月２５日に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下、「こども性暴力防止法」という。）」に基づき、施行後に採用される方で「こどもに接する業務」に従事する場合は、特定性犯罪※の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

これらの制度の施行を踏まえ、この試験の最終合格者に対し、任命権者による採用手続等の過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。この結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」及び「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第２条第７項及び第８項を参照してください。